

【令和8年12月変更】

36 吉野・仁淀川広域流域

嶺北仁淀地域森林計画書

(嶺北仁淀森林計画区)

計画期間

自 令和 6 年 4 月 1 日

至 令和 16 年 3 月 31 日



高 知 県

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

令和7年12月24日変更の地域森林計画のとおり

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

令和7年12月24日変更の地域森林計画のとおり

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

令和7年12月24日変更の地域森林計画のとおり

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

市町村別面積

単位 面積:ha

区分		面積	備考
総数		136,062.26	
市町村別内訳	本山町	8,353.66	
	大豊町	24,910.67	
	土佐町	15,209.01	
	大川村	7,278.05	
	土佐市	4,892.78	
	いの町	30,331.32	
	仁淀川町	25,678.35	
	佐川町	7,183.13	
	越知町	9,346.14	
	日高村	2,879.15	

注) 1 地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林です。

2 本計画の対象森林は、次の(1)～(3)までの事項の対象となります。ただし、(1)の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除き、(3)の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除きます。

(1) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の開発行為の許可

(2) 森林法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出

(3) 森林法第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出

3 森林計画図の閲覧場所は、高知県林業振興・環境部森づくり推進課、高知県嶺北林業振興事務所及び中央西林業事務所です。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

令和7年12月24日変更の地域森林計画のとおり

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

各機能別森林について、それぞれの機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の整備及び保全の基本方針は、第1表のとおりとします。

また、人工林のうち、林地生産力が比較的高く、車道や集落からの距離が近いなど自然的・社会的条件の良い林業適地では、植栽による確実な更新により人工林を維持することとします。

一方、林業適地以外では、侵入広葉樹の活用等による針広混交林化や広葉樹林化により天然林への移行を図るとともに、野生鳥獣の生息環境の保全・整備にも配慮することとします。

さらに、天然林については、自然の推移に委ねることを基本としつつ、里山林等では、多面的機能の維持増進を図るため、適切な整備・利活用を進めることとします。

なお、森林の有する国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能のことを「森林の有する多面的機能」と表現し、このうち、林産物の供給に関する機能以外の機能を「森林の有する公益的機能」と表現します。

第1表 森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
ア 水源涵養機能	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。 具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとします。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとします。ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とします。
イ 山地災害防止機能／土壌保全機能	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。 具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとします。また、自然条件等や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとします。 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とします。
ウ 快適環境形成機能	県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。 具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとします。 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとします。

エ 保健・レクリエーション機能	観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進します。 具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件等や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとします。 また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。
オ 文化機能	史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。 具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとします。 また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。
カ 生物多様性保全機能	全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与しています。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとします。 とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとします。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとします。
キ 木材等生産機能	林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとします。 具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、林業適地にある人工林では、主伐後の植栽による確実な更新を行います。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とします。

注 1 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

2 これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるため、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地的でない機能であることに留意する必要がある。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位 面積：ha

区分		現況	計画期末
面積	人工林	96,178	95,505
	天然林	39,884	40,557
	利活用等により機能の維持増進を図る天然林	8,416	8,631
森林蓄積 m3/ha		436	464

(注) 1 人工林は、主として植栽又は人工下種により成立している森林とし、伐採跡地を含む。

2 天然林は、主として種子の自然散布やぼう芽等の天然更新により成立している森林とし、竹林及び未立木地を含む。

3 「利活用等により機能の維持増進を図る天然林」は、天然林のうち、適切な整備により利活用等を促進し、多面的機能の維持増進を図る森林とする。

2 その他必要な事項

令和7年12月24日変更の地域森林計画のとおり

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮し、対象森林の自然的・社会的条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、森林の構成等を勘案して、皆伐、択伐の別に適切な方法を選択することとします。特に、自然条件が劣悪なため、更新を確保するために伐採方法を特定する必要がある森林については、択伐等、適確な更新に配慮した方法とします。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、造林作業及び天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理することとします。特に、天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとします。

さらに、森林の生物多様性の保全に当たっては、多様な伐期の設定、伐採面積の縮小・分散、溪畔林等の保全など、「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」（令和6年3月林野庁策定）を踏まえた方法により伐採を行うこととします。

加えて、伐採に伴い集材路の作設等を行うに当たっては、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えるため、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整第1157号林野庁長官通知）等に基づき、適切な伐採・搬出を確実に実施することとします。

なお、立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、市町村森林整備計画において立木の伐採（主伐）を行う際の規範として定められるものです。

ア 皆伐

令和7年12月24日変更の地域森林計画のとおり

イ 択伐

令和7年12月24日変更の地域森林計画のとおり

（2）立木の標準伐期齢に関する指針

令和7年12月24日変更の地域森林計画のとおり

（3）その他必要な事項

令和7年12月24日変更の地域森林計画のとおり

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する指針

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

適地適木を旨とし、広葉樹や郷土樹種を含む幅広い樹種の造林を基本として、自然条件に適合するとともに、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案し選択するものとします。人工造林をすべき対象樹種は、スギ、ヒノキ、クヌギ、マツ類を主体とすることとし、造林用苗木は、優良な母樹から採取した種子又は挿し穂から養成したものとします。

また、苗木の選定にあたっては、通年植栽が可能となるコンテナ苗の活用や、成長等に優れた特定母樹由来の苗木の導入、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木（「スギ花粉発生源対策推進方針」（平成13年6月19日付け13林整保第31号林野庁長官通知）の別紙で定める花粉の少ない苗木と認めたスギ・ヒノキ苗木をいう。）の採用に努めるものとします。加えて、「生態系被害防止外来種リスト」を踏まえ、生態系等への影響や同種の生物導入による遺伝的攪乱が生じるおそれのあるものは、極力選定を避けるものとし、広葉樹の苗木については、生物多様性保全の観点から、採取地が明らかな種穂を用いた苗木の選定に努めるものとします。

なお、人工造林の対象樹種は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の樹種の選択の規範として定められます。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、将来にわたり人工林を維持する自然的及び社会的条件の良い林業適地において行うものとし、標準的な方法については、主要樹種について下表の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び施業体系を勘案して、仕立ての方法別に定めるものとします。

また、次表の「疎仕立て」に相当する本数に下層木以外の立木の伐採率（樹冠占有面積又は材積による率）を乗じた本数以上を植栽するものとします。

地拵えは、全刈り地拵え又は筋刈り地拵えを標準としますが、風衝地・乾燥地では造林木の成長に支障にならない程度に植生を残すこととします。また、雨量が多く急峻な地形の区域などでは、尾根筋及び谷筋に植生を残し、保護樹帯とするなど、林地の保全に配慮するものとします。

植え付け方法は、気候その他の自然条件及び既往の植え付け方法等を勘案して植え付け方法を定めるとともに、適期に植え付けるものとします。

また、再造林の低コスト化及び省力化を図るため、立地条件、樹種の特性、植栽後の生育状況等を勘案し、伐採と造林の一貫作業や低密度植栽の導入に努めるものとします。

なお、人工造林の標準的な方法（樹種別及び仕立ての方法別の標準的な植栽本数を含む。）は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の規範として定められます。

樹 種	仕立ての方法	植栽本数（本／ha）
スギ・ヒノキ	疎 仕 立 て	1, 5 0 0～2, 0 0 0
	中 仕 立 て	3, 0 0 0
	密 仕 立 て	4, 5 0 0
広葉樹	－	2, 0 0 0
その他針葉樹	疎 仕 立 て	1, 0 0 0～2, 0 0 0

注１）その他針葉樹の疎仕立てについては、早生樹であるコウヨウザンの植栽本数として適用する。

注２）標準的な植栽本数を下回る植栽（1,000 本/ha など）を行う場合は、気象条件、低密度植栽の実績及び既往の文献等を踏まえ、林業普及指導員等と相談のうえ、適切な植栽本数を決定するものとします。また、必要に応じて鳥獣害対策についても検討するものとします。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復のため植林によらなければ確実な更新が困難な森林及びそれ以外で森林資源の造成のために植林を行う場合、皆伐によるものは、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して２年以内に更新するものとします。一方、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し５年を超えない期間を目安として定めるものとします。

また、これらの期間を経過しても適確な更新が図られていない伐採跡地については、早急な更新を図ることとします。

なお、伐採跡地の人工造林をすべき期間は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の規範として定められます。

（２）天然更新に関する事項

天然更新については、天然下種更新における前生稚樹の生育状況、ぼう芽更新における伐採時の林齢や根元直径、周辺森林を含めた母樹の分布状況、鳥獣害の状況などの森林の現況並びに気候、地形、土壌等の自然的条件から、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとします。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

令和７年１２月２４日変更の地域森林計画のとおり

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

令和７年１２月２４日変更の地域森林計画のとおり

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

令和７年１２月２４日変更の地域森林計画のとおり

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

令和7年12月24日変更の地域森林計画のとおり

(4) その他必要な事項

令和7年12月24日変更の地域森林計画のとおり。

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造の形成や根の発達を促すことを旨とし、下表に示す内容を基本とします。なお、間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、市町村森林整備計画において間伐を行う際の規範として定められます。

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)				標準的な方法
			初回	2回	3回	4回	
スギ	一般材	3,000	15	20	—	—	間伐の時期の決定には、原則として、南近畿・四国地方林分密度管理図を利用します。 標準地調査により1haあたりの現存本数、上層木の平均樹高を求め上層木の平均樹高と林齢に対応する伐期適正本数から間伐率、間伐回数、間伐後の残存本数を算出し樹形級区分と樹間距離を目安に選木します。なお、間伐率については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で定めるものとする。ここで、上層木とは完全に被圧された樹木以外の樹木をいいます。選木順位は1不良木、2被圧木、3優勢木とします。 なお、表中、間伐の時期については、地位は5区分の上位より2番目(マツは3区分の中位)、植栽本数は3,000本、収量比数は0.8とした場合の間伐時期の目安を5の倍数の林齢で示したものです。
	中径材	3,000	15	20	30	—	
	大径材	3,000	15	20	30	55	
ヒノキ	一般材	3,000	20	30	—	—	
	中径材	3,000	20	30	40	—	
	大径材	3,000	20	30	40	55	
マツ	一般材	3,000	20	25	35		

列状間伐の実施にあたっては、上記の間伐の標準的な方法の範囲内であることのほか、以下の内容を基本とします。

列状間伐は伐採・搬出コストの削減を行うため、個々の立木の形質や優劣に関係なく植栽列を一定の間隔において、一定の幅に含まれる立木の全てを伐る方法です。

列状間伐にあたっては、林地の傾斜方向に合わせて伐採列及び列の幅を設定するものとし、伐倒の際は元口を搬出機械方向とすることを原則とするほか、伐倒木の落下防止に最大限の注意を払うこととします。1回の間伐として伐採する率は、伐採列数と残存列数による本数間伐率で、3残1伐～2残1伐による本数間伐率25～33%とします。また、伐採列1列あたりの幅は、標準地調査による1haあたりの現存本数から算出した樹間距離のおおむね2倍以内とすることを標準とします。

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

目的樹種の成長を促し、健全な森林の育成を図るため、下表に示す内容を基礎とし、地域における既往の保育方法を勘案して、必要な事項を定めるものとします。

なお、保育の標準的な方法は、市町村森林整備計画において森林の保育を行う際の規範として定められます。

保育の種類	樹 種	実 施 年 齢 ・ 回 数	備 考
下刈り	スギ	1年生～7年生まで必要に応じて実施	5～8月
つる切り	ヒノキ	5年生～12年生の間に1、2回必要に応じて実施	
除 伐	マツ	10年生～18年生の間に1、2回必要に応じて実施	

また、下刈りの実施にあたっては、低コスト造林を推進する観点から、立木の生育状況に応じて下刈り回数の削減や実施期間の短縮に努めるものとします。

(3) その他必要な事項

令和7年12月24日変更の地域森林計画のとお

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における森林施業の方法に関する指針

令和7年12月24日変更の地域森林計画のとお

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材等生産機能の維持増進を図る森林に対して区域の設定をするものとします。

この場合において、当該区域が(1)の公益的機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めるものとします。

また、当該区域のうち自然的・社会的条件が良い林業適地にあるものは6（3）の特に効率的な施業が可能な森林の区域として確実に設定するものとします。

イ 施業の方法に関する指針

保育及び間伐等の実施、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進するものとします。

当該区域のうち、林業適地においては、主伐後の植栽による確実な更新を行い、利活用等により機能の維持増進を図る天然林においては、更新補助作業等を行うものとします。

（3）その他必要な事項

令和7年12月24日変更の地域森林計画のとおり

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

（1）林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網は、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなります。

林道等路網の開設及び改良については、森林の整備及び保全、木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等の地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮するとともに、路網の選択及び組み合わせを行い、林業機械と組み合わせた低コストで効率的な作業システムの構築を図るものとします。

林道等の開設については、自然的条件及び社会的条件に恵まれた林業適地のうち、森林の集積・集約化が進められている地域等を主体として行うものとします。

また、木材輸送量の増大や走行車両の大型化等に対応するため、改築・改良による林道の質的向上を推進します。さらに、気候変動に伴う災害の激甚化に対応するため、災害時に代替路として機能する林道の整備を進めるとともに、林地保全の観点から、架線集材に対応した土場等を備えた林道の整備を推進するものとします。

（2）効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた「路網密度の水準」は、下表のとおりです。作業システムについては、「路網密度の水準」を踏まえた路網と林業機械を組み合わせることにより効率化及び低コスト化を目指すものとします。

○効率的な森林施業を推進するための路網密度		単位 路網密度:m/ha	
区分	作業システム	路網密度	
			基幹路線
緩傾斜地(0°～15°)	車両系作業システム	100以上	35以上
中傾斜地(15°～30°)	車両系作業システム	75以上	25以上
	架線系作業システム	25以上	25以上
急傾斜地(30°～35°)	車両系作業システム	60以上	15以上
	架線系作業システム	15以上	15以上
急峻地(35°～)	架線系作業システム	5以上	5以上

- (3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

令和7年12月24日変更の地域森林計画のとおり

- (4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、路網整備にあたっては、「林道規程」（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、「林業専用道作設指針」（平成22年9月24日付け22林整整第602号林野庁長官通知）、「森林作業道作設指針」（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）に基づき県が作成する指針を基本とします。

- (5) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

立木の伐採に伴う集材路の作設に起因する土砂の流出等を未然に防ぐ観点から、集材路の整備にあたっては、「主伐時における伐採・搬出指針」を踏まえた適切な搬出方法を定めることを基本とします。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

令和7年12月24日変更の地域森林計画のとおり

- (6) その他必要な事項

令和7年12月24日変更の地域森林計画のとおり

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

- (1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針及び森林施業の共同化に関する方針

令和7年12月24日変更の地域森林計画のとおり

- (2) 森林経営管理制度の活用に関する方針

令和7年12月24日変更の地域森林計画のとおり

- (3) 特に効率的な施業が可能な森林の区域に係る基準及び当該区域内における施業の方法に係る指針

ア 区域の設定の基準

再造林推進プラン（令和5年9月15日付け5高木増第278号高知県木材増産推進課長通知）に示す林業適地の考え方を参考にするほか、林業経営の収益性、地形の状況、路網の整備状況及び山地災害の発生に係るリスク等を考慮し、収益性とリスクを総合的に評価する方法またはその他の合理的な方法により判断し、特に効率的な施業が可能な森林の区域を設定するものとします。

イ 施業の方法に関する指針

1 から 3 に示す施業の方法を基本としつつ、木材需要に応じた施業を行うものとします。造林については、主伐後の植栽による確実な更新を行うものとします。

また、森林の集積・集約化や施業の機械化等を通じた効率的な森林整備を推進するものとします。

(4) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

林業に従事する者の養成及び確保については、就業相談会の開催、林業大学校等で学ぶ青年や新規就業者、現場技能者に対する知識・技術の習得等を促進するとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着、外国人材の適正な受け入れ等に向けた環境整備に取り組みます。

これらと併せて、スマート林業技術の導入や事業量の安定的確保、生産性の向上等による事業の合理化などにより森林組合等の経営基盤及び経営力の強化を図り、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体を育成するとともに、経営手法・技術の普及指導を促進することに努めます。

(5) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

資源の効率的利用や長伐期化に対応した繰り返しの間伐など、環境負荷の低減に配慮したきめ細やかな施業を実施するため地形や地質、林内路網配置、幅員等を総合的に勘案し、傾斜等に応じて下記の表を規範として、高性能林業機械を導入した作業システムの構築を目指すこととします。

地形や搬出などの諸条件により、下記の表に適合しない場合にあっては、生産効率等が同等レベルである作業システムを目指すものとします。

区分	作業システム	伐倒	集材・木寄せ	造材（枝払い・玉切り）	運材
緩傾斜地 (0～15°)	車両系	ハーベスタ グラップルバケット	ハーベスタ	ハーベスタ	フォワーダ トラック
中傾斜地 (15～30°)	車両系	ハーベスタ グラップルバケット チェーンソー	グラップル ウインチ	ハーベスタ プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系	チェーンソー	スイングヤーダ タワーヤーダ	プロセッサ	フォワーダ トラック
急傾斜地 (30～35°)	車両系	チェーンソー	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系	チェーンソー	スイングヤーダ タワーヤーダ	プロセッサ	フォワーダ トラック
急峻地 (35° ～)	架線系	チェーンソー	タワーヤーダ	プロセッサ	トラック

(6) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

地域における木材の需給や森林資源の保続に係る取組の実施状況を踏まえつつ、流通及び加工施設の状況、合法伐採木材の流通促進並びに関連する行政施策の目標等を勘案して、持続可能な木材取引に向けた条件整備を実現するため、以下の方針に基づき施設の整備を推進します。

ア 施設整備の推進に関する方針

木材加工流通施設の整備を通じて、生産性向上、付加価値向上による国産材の供給力強化を図ります。併せて、流通の効率化と情報技術の活用、事業体間の連携により素材生産から流通に至る全段階でのコスト削減に努め、競争力の向上を図ります。

イ 施設整備を促進するための条件整備

施設の整備を効果的に推進し、透明性の高い木材市場の形成と公正な価格形成を実現するため、木材に係るコスト構造の整理や立木価格情報の公表など、関係者間での円滑な価格交渉に向けた情報の整理と共有を図ります。

また、「林業・木材産業における適正取引推進ガイドライン」（令和7年11月林野庁策定）に基づき、業界全体における商慣習の見直しを推進し、不透明または不適正な取引慣行を排除し、公正かつ透明性の高い取引慣行の定着を図ります。

さらに、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、合法性確認と森林経営計画に基づく林業経営の取組状況の共有を促進し、合法性と持続可能性が客観的に認識される木材取引体制を構築します。

(7) その他必要な事項

持続可能な中山間地域の実現に向け、豊富な森林資源を活かした林業・木材産業の振興に加え、文化的サービスをはじめとする森林の多様な生態系サービスの提供・活用を通じて、林業と相まって森林所有者等に利益をもたらし、豊かな森林づくりにつなげる「森業」を推進します。その一環として、森林空間を活用した森林環境学習や企業と地域が協働する森林づくり活動など、森林サービス業を中心とした森林の総合的な活用に取り組みます。これにより、雇用の場の創出や所得の向上を図るとともに、若者をはじめとする移住・定住の促進と関係人口の創出・拡大を図ります。

併せて、集落の生活基盤となる里山林等については、自伐型林業や小規模林業事業体等の民間事業者、地域住民、NPO、企業などの多様な主体が連携し、継続的な保全管理と利活用に取り組みます。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

令和7年12月24日変更の地域森林計画のとおり

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法

令和7年12月24日変更の地域森林計画のとおり

(3) 土地の形質の変更にあたって留意すべき事項

土地の形質の変更は極力行わないこととし、変更する場合にあっても、その目的に応じ必要最小限の規模にとどめることとします。

また、森林の持つ災害防止等の機能を維持するため、土砂の流出、崩壊防止等の施設を設けるなど、十分な土地の保全に留意することとします。

林地への再生可能エネルギー発電設備の設置に当たっては、国土及び環境の保全の観点から、森林の公益的機能の発揮との調和を図ることとします。また、防災や環境への影響等に対する懸念が高まっている太陽光発電設備の設置に係る開発については、防災や環境への影響等を踏まえ、地域との共生が図られるよう、許可基準等の見直しにより規律を強化した林地開発許可制度を厳正に運用することとします。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、高知県知事が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用することとします。

(4) その他必要な事項

令和7年12月24日変更の地域森林計画のとおり。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する指針

令和7年12月24日変更の地域森林計画のとおり

(2) 保安施設地区の指定に関する指針

令和7年12月24日変更の地域森林計画のとおり。

(3) 治山事業の実施に関する事項

流域における森林に関する自然条件、社会的要請、保安林の配備状況、災害の発生形態の変化などを勘案し、災害に強い地域づくり、水源地域の機能強化のため、緊急かつ計画的な事業の実施を必要とする荒廃地等を対象として、保安林の整備、溪間工、山腹工、地下水排除工、海岸防災林の整備・保全を計画的に推進します。

また、流域治水の取組との連携、森林病虫害や鳥獣害を原因とした裸地化の進行等による土砂流出の発生抑制など関係者一体となった予防治山対策に関する施策、流木捕捉式治山ダムの設置や渓流域での危険木の伐採など関係者と連携した流木対策に関する施策、津波に対する多重防御の一つとしての海岸防災林の整備に関する施策についても併せて推進します。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

令和7年12月24日変更の地域森林計画のとおり

(5) その他必要な事項

令和7年12月24日変更の地域森林計画のとおり

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準」（平成 28 年 10 月 20 日付け 28 林整研第 180 号 林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等に基づき、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を設定するものとします。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

令和 7 年 12 月 24 日変更の地域森林計画のとおり

(2) その他必要な事項

令和 7 年 12 月 24 日変更の地域森林計画のとおり

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

令和 7 年 12 月 24 日変更の地域森林計画のとおり

(2) 鳥獣害対策の方針（3 に掲げる事項を除く。）

令和 7 年 12 月 24 日変更の地域森林計画のとおり

(3) 林野火災の予防の方針

林野火災の予防及び被害の拡大防止を図るため、延焼しにくい多様な林相への誘導、防火樹帯等の整備、消火活動にも資する林道等の整備、森林情報の整備及び共有等を進め、林野火災に強い地域づくりに努めることとします。

また、林野火災に係る広報・啓発を強化し、森林施業を行う事業体等に対する呼びかけを行うなど、林野火災予防の意識の啓発に努めることとします。

なお、森林病虫害の駆除等のために行う火入れについては、市町村森林整備計画に定める留意事項に従い実施するものとします。

(4) その他必要な事項

令和 7 年 12 月 24 日変更の地域森林計画のとおり

第 5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

令和 7 年 12 月 24 日変更の地域森林計画のとおり

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位：千m³

区分	総数	主伐	間伐
総数	4,353	3,404	949
前半5ヵ年	2,142	1,692	450

2 森林施業面積等

単位：ha

区分	森林施業面積
総数	30,222
前半5ヵ年	14,851

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位：ha

区分	人工造林	天然更新
総数	5,673	2,434
前半5ヵ年	2,820	1,209

4 林道の開設及び拡張に関する計画

別表のとおり

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

令和7年12月24日変更の地域森林計画のとおり

6 要整備森林の所在及び面積並びに実施すべき施業の方法及び時期

令和7年12月24日変更の地域森林計画のとおり

第7 その他必要な事項

令和7年12月24日変更の地域森林計画のとおり

別表 林道の開設及び拡張に関する計画

単位 (延長 : m 面積 : ha)

開設/ 拡張	種 類	区分	市町村	路線名	延長	利用区域 面積	うち前半 5年分	備考
開設	自動車道		大豊町	柳瀬	2,000	181		
開設	自動車道		大豊町	奥大田三谷	21,000	3,048	○	
開設	自動車道		大豊町	千本桑瀬	2,500	1,000	○	
開設	自動車道		大豊町	尾生西梶ヶ内	6,000	408	○	
開設	自動車道		大豊町	立川あざみ谷	1,000	84	○	
開設	自動車道		大豊町	八畝	500	58	○	
開設	自動車道		大豊町	北川	4,000	80	○	
開設	自動車道		大豊町	杖立梶ヶ森	2,700	273	○	
開設	自動車道		土佐町	上ノ越	1,000	31		
開設	自動車道		土佐町	坪屋	3,000	195		
開設	自動車道		土佐町	小屋床	3,000	124		
開設	自動車道		土佐町	天堂	1,000	103		
開設	自動車道		土佐町	濁谷	1,500	65		
開設	自動車道		土佐町	名高山	2,000	62		
開設	自動車道		土佐町	大西	4,000	366		
開設	自動車道		土佐町	阿湊	2,000	192		
開設	自動車道		土佐町	南泉	4,000	185		
開設	自動車道		土佐町	伊勢川	3,500	306		
開設	自動車道		土佐町	東石原	3,000	296		
開設	自動車道		土佐町	オンシヤクタニ	1,000	29	○	
開設	自動車道		土佐町	大河内	1,000	168	○	
開設	自動車道		大川村	寒風大座礼東	9,000	1,404	○	
開設	自動車道		大川村	下切	1,000	208		
開設	自動車道		大川村	大平	1,500	382		
開設	自動車道		いの町	土居柳野	2,000	1,429	○	旧吾北村
開設	自動車道		いの町	鈴山	240	82		旧吾北村
開設	自動車道		いの町	川原田	350	115		旧吾北村
開設	自動車道		いの町	大峠	590	62		旧吾北村
開設	自動車道		いの町	長山	350	55		旧吾北村
開設	自動車道		いの町	小申田程野	280	85		旧吾北村
開設	自動車道	林業専用道	いの町	約束田	700	214	○	旧吾北村
開設	自動車道		いの町	内野	300	63		旧吾北村
開設	自動車道		いの町	岩川内花ノ木	1,000	263		旧吾北村
開設	自動車道		いの町	上八川南第1	140	350		旧吾北村
開設	自動車道		いの町	カゲ野	600	206		旧吾北村
開設	自動車道		いの町	穴瀬	1,100	144		旧吾北村
開設	自動車道		いの町	山口	1,500	163		旧吾北村
開設	自動車道		いの町	柳野高樽	500	254		旧吾北村
開設	自動車道		いの町	横野	500	105		旧吾北村
開設	自動車道		いの町	川窪島ヶ峰	500	155		旧吾北村
開設	自動車道		いの町	松ノ木仲井谷	500	122		旧吾北村

開設	自動車道		いの町	新別丸大野	1,500	109		旧吾北村
開設	自動車道		いの町	大野高樽	1,200	1,897	○	旧吾北村
開設	自動車道	林業専用道	いの町	南越須別当	4,000	200		旧吾北村
開設	自動車道	林業専用道	いの町	枝川島ヶ峰	5,000	250		旧吾北村
開設	自動車道		いの町	越裏門大森	1,560	1,159	○	旧本川村
開設	自動車道		いの町	大森藤木谷	1,000	57		旧本川村
開設	自動車道	林業専用道	いの町	葛原山	930	104	○	旧本川村
開設	自動車道		いの町	大森戸中	7,000	296		旧本川村
開設	自動車道		いの町	名の谷中野川	130	595	○	旧本川村
開設	自動車道		いの町	石見東	3,000	99		旧伊野町
開設	自動車道		いの町	北谷支	950	93	○	旧伊野町
開設	自動車道		仁淀川町	下土居松谷	2,000	1,115	○	旧池川町
開設	自動車道		仁淀川町	大峠北浦	1,750	208	○	旧池川町
開設	自動車道		仁淀川町	竹ノ谷ツボイ	5,700	311		旧池川町
開設	自動車道		仁淀川町	瓜生野松谷	1,000	60		旧池川町
開設	自動車道		仁淀川町	余能	800	40		旧池川町
開設	自動車道		仁淀川町	用居椿山	1,500	134		旧池川町
開設	自動車道		仁淀川町	上名・用居	3,000	3,426	○	旧池川町・旧吾川村
開設	自動車道		仁淀川町	太田サガノ	550	73		旧仁淀村
開設	自動車道		仁淀川町	下桐	400	35		旧仁淀村
開設	自動車道		仁淀川町	あいなごう	700	154		旧仁淀村
開設	自動車道		仁淀川町	石井野ドウギリ	550	71		旧仁淀村
開設	自動車道		仁淀川町	横谷	400	68		旧仁淀村
開設	自動車道		仁淀川町	松原	2,500	209		旧仁淀村
開設	自動車道		仁淀川町	鳥出	500	30		旧仁淀村
開設	自動車道		仁淀川町	大見槍	400	15		旧仁淀村
開設	自動車道		仁淀川町	川又	400	95		旧仁淀村
開設	自動車道		仁淀川町	太田	300	42		旧仁淀村
開設	自動車道		仁淀川町	ヒロセ	1,000	35		旧仁淀村
開設	自動車道		仁淀川町	旭・天狗高原	3,000	700	○	旧仁淀村
開設	自動車道		仁淀川町	実間	300	35		旧仁淀村
開設	自動車道		仁淀川町	シバゴヤ	9,500	510	○	旧仁淀村
開設	自動車道		仁淀川町	一ヶ谷	4,000	106		旧吾川村
開設	自動車道		仁淀川町	加枝	2,000	93		旧吾川村
開設	自動車道		仁淀川町	椿山西桁	1,500	130		旧池川町
開設	自動車道		越知町	加枝ヶ谷横倉	868	47	○	
開設	自動車道		越知町	下ノ谷南ノ川	11,650	536	○	
開設	計				174,888			
	市町村別内訳		本山町					
			大豊町		39,700			
			土佐町		30,000			
			大川村		11,500			
			土佐市					
			いの町		37,420			
			仁淀川町		43,750			
			佐川町					
			越知町		12,518			
			日高村					

開設/ 拡張	種類	区分	市町村	路線名	舗装 延長	改良 箇所数	利用区域 面積	うち前半 5年分	備考
拡張	自動車道（改良、舗装）		本山町	梅野	908	1	31		
拡張	自動車道（改良、舗装）		本山町	坂本	1,052	1	67		
拡張	自動車道（改良、舗装）		本山町	南山	2,226	1	179		
拡張	自動車道（改良）		大豊町	大杉大田口		7	1,548		
拡張	自動車道（改良）		大豊町	北川		6	1,477		
拡張	自動車道（改良、舗装）		大豊町	下名大田口	2,262	9	1,897		
拡張	自動車道（改良、舗装）		大豊町	立川千本	2,242	2	516		
拡張	自動車道（改良、舗装）		大豊町	尾生	1,926	1	486		
拡張	自動車道（改良、舗装）		大豊町	桑瀬	188	7	428		
拡張	自動車道（改良、舗装）		大豊町	平野	3,478	3	341		
拡張	自動車道（舗装）		大豊町	愛宕山	773	0	39		
拡張	自動車道（改良、舗装）		大豊町	西峰	5,372	3	591		
拡張	自動車道（舗装）		大豊町	トチヲ	1,765	0	260		
拡張	自動車道（改良、舗装）		大豊町	中谷	988	2	197		
拡張	自動車道（舗装）		大豊町	大星	431	0	147		
拡張	自動車道（舗装）		大豊町	三津子野	741	0	145		
拡張	自動車道（改良、舗装）		大豊町	楮佐古小檜曾	2,127	1	3,636		
拡張	自動車道（舗装）		大豊町	八川赤根	2,435	0	108		
拡張	自動車道（改良、舗装）		大豊町	奥大田三谷	2,960	7	3,048		
拡張	自動車道（舗装）		大豊町	谷	679	0	32		
拡張	自動車道（舗装）		大豊町	立川中の村川向	1,040	0	33		
拡張	自動車道（舗装）		大豊町	南ノ谷	778	0	37		
拡張	自動車道（舗装）		大豊町	柳瀬	439	0	145		
拡張	自動車道（改良）		土佐町	上津川		2	733		
拡張	自動車道（改良）		土佐町	安吉		5	66		
拡張	自動車道（改良、舗装）		土佐町	押ノ川	1,555	1	439		
拡張	自動車道（改良、舗装）		土佐町	東石原	2,635	1	296		
拡張	自動車道（改良）		土佐町	奥鍋割		5	266		
拡張	自動車道（舗装）		土佐町	保野谷	100	0	70		
拡張	自動車道（舗装）		土佐町	坪屋	897	0	195		
拡張	自動車道（舗装）		土佐町	田井山2号	1,974	0	64		
拡張	自動車道（舗装）		土佐町	程野	2,300	0	131		
拡張	自動車道（改良）		土佐町	上津川支		1	76		
拡張	自動車道（改良）		土佐町	樽奥		1	172		
拡張	自動車道（改良）		土佐町	根木石		1	221		
拡張	自動車道（改良）		土佐町	南川		2	1,054		
拡張	自動車道（改良）		土佐町	程野黒丸		1	447		
拡張	自動車道（改良）		土佐町	穴郷		1	123		
拡張	自動車道（改良）		土佐町	北郷		2	241		
拡張	自動車道（改良）		土佐町	有間		7	777	○	
拡張	自動車道（改良）		大川村	大平		10	382		
拡張	自動車道（改良）		大川村	井野川		10	375		
拡張	自動車道（改良）		大川村	川崎		5	44		
拡張	自動車道（舗装）		大川村	寒風大座礼西	8,000	0	604		
拡張	自動車道（舗装）		大川村	下切	1,000	0	208		
拡張	自動車道（改良）		大川村	中川		1	208		

拡張	自動車道（改良）		いの町	中追西		2	85		旧伊野町
拡張	自動車道（改良、舗装）		いの町	北谷	100	1	190	○	旧伊野町
拡張	自動車道（改良、舗装）		いの町	三ツ内	60	2	737	○	旧伊野町
拡張	自動車道（舗装）		いの町	北谷支	550	0	93		旧伊野町
拡張	自動車道（改良、舗装）		いの町	東谷大森	2, 200	3	592	○	旧吾北村
拡張	自動車道（改良）		いの町	川窪芥川		2	334		旧吾北村
拡張	自動車道（改良）		いの町	谷屋敷		8	262		旧吾北村
拡張	自動車道（改良）		いの町	大久保		3	162		旧吾北村
拡張	自動車道（改良、舗装）		いの町	程野支	1, 300	6	254		旧吾北村
拡張	自動車道（改良）		いの町	新別仲井谷		2	100		旧吾北村
拡張	自動車道（改良、舗装）		いの町	中峯	1, 100	8	74	○	旧吾北村
拡張	自動車道（改良、舗装）		いの町	南川	300	1	83		旧吾北村
拡張	自動車道（舗装）		いの町	川原田	2, 064	0	115		旧吾北村
拡張	自動車道（改良、舗装）		いの町	約束田	2, 000	2	337		旧吾北村
拡張	自動車道（改良）		いの町	鈴山		2	82		旧吾北村
拡張	自動車道（舗装）		いの町	須別当	220	0	160		旧吾北村
拡張	自動車道（舗装）		いの町	川窪島ヶ峰	1, 900	0	155		旧吾北村
拡張	自動車道（改良、舗装）		いの町	柳野カゲ	1, 494	1	50		旧吾北村
拡張	自動車道（改良）		いの町	境谷		1	61		旧吾北村
拡張	自動車道（改良、舗装）		いの町	堂ヶ内	3, 600	2	158		旧吾北村
拡張	自動車道（舗装）		いの町	松ノ木川窪	1, 418	0	40		旧吾北村
拡張	自動車道（舗装）		いの町	大峠	1, 214	0	62		旧吾北村
拡張	自動車道（舗装）		いの町	土居柳野	3, 000	0	1, 429		旧吾北村
拡張	自動車道（改良、舗装）		いの町	カゲ野	1, 700	4	206	○	旧吾北村
拡張	自動車道（改良、舗装）		いの町	穴瀬	1, 782	7	36		旧吾北村
拡張	自動車道（舗装）		いの町	成川北	3, 000	0	162		旧吾北村
拡張	自動車道（改良）		いの町	程野黒丸		6	1, 272	○	旧吾北村
拡張	自動車道（改良、舗装）		いの町	大野高樽	2, 000	4	1, 897		旧吾北村
拡張	自動車道（改良）		いの町	木折山		2	195		旧吾北村
拡張	自動車道（改良）		いの町	馬路		1	136		旧吾北村
拡張	自動車道（改良、舗装）		いの町	程野1号	2, 000	3	81		旧吾北村
拡張	自動車道（改良）		いの町	成川		5	712		旧吾北村
拡張	自動車道（改良、舗装）		いの町	程野敷楨	3, 965	1	173	○	旧吾北村
拡張	自動車道（改良、舗装）		いの町	寺川秋切	2, 400	2	377		旧本川村
拡張	自動車道（改良）		いの町	足谷		6	283		旧本川村
拡張	自動車道（改良、舗装）		いの町	越裏門大森	2, 000	8	1, 159		旧本川村
拡張	自動車道（改良）		いの町	中野川長又		3	288		旧本川村
拡張	自動車道（改良、舗装）		いの町	寒風大座礼西	4, 500	11	1, 829	○	旧本川村
拡張	自動車道（改良、舗装）		いの町	寺川	1, 683	2	592		旧本川村
拡張	自動車道（舗装）		いの町	中野川	703	0	75		旧本川村
拡張	自動車道（改良、舗装）		いの町	高藪	946	1	60		旧本川村
拡張	自動車道（改良）		いの町	長沢川口		13	1, 816		旧本川村
拡張	自動車道（改良）		いの町	越裏門白猪谷		1	32		旧本川村
拡張	自動車道（舗装）		いの町	足谷土居	1, 592	0	64		旧本川村
拡張	自動車道（改良）		いの町	戸中		1	3		旧本川村
拡張	自動車道（改良）		いの町	笠成		1	67		旧本川村
拡張	自動車道（改良）		いの町	郷じ藪		1	61		旧本川村
拡張	自動車道（改良）		いの町	長沢立橋		3	102		旧本川村
拡張	自動車道（改良）		いの町	一の谷脇の山		5	355		旧本川村

拡張	自動車道（舗装）		仁淀川町	瓜生野桜谷	1,000	0	60		旧池川町
拡張	自動車道（改良、舗装）		仁淀川町	ハトウチ	2,415	1	103		旧池川町
拡張	自動車道（改良、舗装）		仁淀川町	川舟雑誌	2,500	1	61		旧池川町
拡張	自動車道（改良、舗装）		仁淀川町	舟形	3,100	3	194		旧池川町
拡張	自動車道（改良、舗装）		仁淀川町	明戸岩岩柄	2,500	7	352		旧池川町
拡張	自動車道（改良、舗装）		仁淀川町	下土居桜谷	5,050	4	1,115	○	旧池川町
拡張	自動車道（改良、舗装）		仁淀川町	用居ツボイ	2,389	1	53		旧池川町
拡張	自動車道（改良、舗装）		仁淀川町	久保吉ヶ成	4,797	3	364	○	旧池川町
拡張	自動車道（改良、舗装）		仁淀川町	橋ヶ藪	1,235	1	47		旧池川町
拡張	自動車道（舗装）		仁淀川町	竹ノ谷ツボイ	1,200	0	70		旧池川町
拡張	自動車道（改良、舗装）		仁淀川町	上名・用居	3,000	7	3,426	○	旧池川町・旧吾川村
拡張	自動車道（改良、舗装）		仁淀川町	成川檜山	2,000	4	660	○	旧池川町
拡張	自動車道（改良、舗装）		仁淀川町	椿山林道	500	1	851		旧池川町
拡張	自動車道（改良、舗装）		仁淀川町	用居椿山	1,200	1	134		旧池川町
拡張	自動車道（改良、舗装）		仁淀川町	大峠北浦	1,200	1	208		旧池川町
拡張	自動車道（改良）		仁淀川町	横倉長者		7	769		旧吾川村
拡張	自動車道（改良）		仁淀川町	東谷		3	41		旧吾川村
拡張	自動車道（改良、舗装）		仁淀川町	中	3,153	3	144		旧吾川村
拡張	自動車道（舗装）		仁淀川町	奥谷	6,659	0	272		旧吾川村
拡張	自動車道（舗装）		仁淀川町	上水ノ峠	1,500	0	70		旧吾川村
拡張	自動車道（舗装）		仁淀川町	長坂	1,900	0	162		旧吾川村
拡張	自動車道（改良、舗装）		仁淀川町	津江	2,900	3	102		旧吾川村
拡張	自動車道（舗装）		仁淀川町	遅越	250	0	49		旧吾川村
拡張	自動車道（改良）		仁淀川町	トウガチ		4	84		旧吾川村
拡張	自動車道（改良、舗装）		仁淀川町	水ノ峠	4,348	3	124		旧吾川村
拡張	自動車道（改良、舗装）		仁淀川町	加枝	1,149	3	34		旧吾川村
拡張	自動車道（改良、舗装）		仁淀川町	露ヶ谷	4,334	3	260		旧吾川村
拡張	自動車道（改良、舗装）		仁淀川町	マルヤマ	2,920	6	33		旧吾川村
拡張	自動車道（改良）		仁淀川町	西谷石神峠		10	938		旧仁淀村
拡張	自動車道（改良）		仁淀川町	石井野泉		10	131		旧仁淀村
拡張	自動車道（改良）		仁淀川町	星ヶ窪		10	72		旧仁淀村
拡張	自動車道（改良）		仁淀川町	星ヶ窪大峠		20	94		旧仁淀村
拡張	自動車道（改良、舗装）		仁淀川町	泉	122	10	92		旧仁淀村
拡張	自動車道（改良、舗装）		仁淀川町	石井野ドウギリ	889	2	71		旧仁淀村
拡張	自動車道（改良）		仁淀川町	ハギノヒラ		3	191		旧仁淀村
拡張	自動車道（改良）		仁淀川町	実間		10	35		旧仁淀村
拡張	自動車道（改良）		仁淀川町	戸立		3	119		旧仁淀村
拡張	自動車道（改良、舗装）		仁淀川町	川又	500	1	95		旧仁淀村
拡張	自動車道（改良）		仁淀川町	横倉長者		15	771		旧仁淀村
拡張	自動車道（改良）		仁淀川町	大引割		10	424		旧仁淀村
拡張	自動車道（改良）		仁淀川町	戸立古田		2	159		旧仁淀村
拡張	自動車道（改良）		仁淀川町	宮ヶ谷		2	105		旧仁淀村

拡張	自動車道（改良、舗装）		仁淀川町	シバゴヤ	2,081	3	181		旧仁淀村
拡張	自動車道（改良、舗装）		仁淀川町	芋迫	1,000	2	42		旧仁淀村
拡張	自動車道（改良）		仁淀川町	片平松		3	56		旧仁淀村
拡張	自動車道（改良、舗装）		仁淀川町	立ヶ谷	1,100	4	371		旧仁淀村
拡張	自動車道（改良）		仁淀川町	道芝大見槍		20	272		旧仁淀村
拡張	自動車道（改良）		仁淀川町	泉大植		5	149		旧仁淀村
拡張	自動車道（改良）		仁淀川町	あいなごう		10	154		旧仁淀村
拡張	自動車道（舗装）		仁淀川町	太田サガノ	1,165	0	73		旧仁淀村
拡張	自動車道（改良）		仁淀川町	仁淀葉山		12	63		旧仁淀村
拡張	自動車道（舗装）		仁淀川町	旭・天狗高原	3,000	0	700		旧仁淀村
拡張	自動車道（改良、舗装）		仁淀川町	東部	3,000	10	84		旧仁淀村
拡張	自動車道（改良、舗装）		仁淀川町	松原	1,500	10	209		旧仁淀村
拡張	自動車道（改良、舗装）		仁淀川町	桂矛石	700	10	19		旧仁淀村
拡張	自動車道（改良、舗装）		佐川町	小奥川ノ内	7,161	1	1,277		
拡張	自動車道（改良）		越知町	横倉長者		9	968		
拡張	自動車道（改良、舗装）		越知町	小日浦	2,107	15	896		
拡張	自動車道（改良）		越知町	横倉楠神		6	62		
拡張	自動車道（改良）		越知町	加枝ヶ谷横倉		4	47		
拡張	自動車道（改良）		越知町	横倉長者支1号		4	53		
拡張	自動車道（改良）		越知町	田代星の窪		6	73		
拡張	自動車道（改良）		越知町	京塚		4	56		
拡張	自動車道（改良）		越知町	栃ノ木大平		5	138		
拡張	自動車道（改良、舗装）		越知町	白石横倉	1,250	4	33		
拡張	自動車道（改良）		越知町	土居柳野		2	155		
拡張	計				192,836	571			
拡張	市町村別内訳		本山市		4,186	3			
			大豊町		30,624	48			
			土佐町		9,461	30			
			大川村		9,000	26			
			土佐市						
			いの町		50,791	137			
			仁淀川町		78,256	267			
			佐川町		7,161	1			
			越知町		3,357	59			
			日高村						